

令和7年度朝来市地域支援体制スーパーバイズ業務公募型
プロポーザル実施要領



兵庫県 朝来市 まちづくり協働部
市民協働課

1 目的

本市では、平成20年3月に策定した「朝来市地域協働の指針」に基づき、地域自治協議会と連携し市民が主体となったまちづくりに取り組んでいるところである。しかし、今後は高齢化を伴う人口減少の影響により地域コミュニティ機能の低下が懸念されていることから、市内における地域コミュニティへの支援体制を強化することにより、区や地域自治協議会に対し必要な支援を確保したいと考えている。

この要領は、こうした状況を踏まえ、公募型プロポーザル方式により、朝来市における地域コミュニティの支援体制の構築等に向けた業務を円滑に実施するため、業務の一部を委託する事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務委託の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 業務名称 | 令和7年度朝来市地域支援体制スーパーバイズ業務 |
| (2) 業務内容 | ①支援体制立案に関する助言等
②支援体制の構築に向けた職員等への研修の実施
③地域を対象とした会議や研修の企画等への助言及び出講
④その他支援体制の構築及び伴走支援の手法に関する助言等の支援
*詳細は仕様書(別紙1)のとおり |
| (3) 委託業務期間 | 契約の日から令和8年3月31日まで |
| (4) 予算額 | 2,568,000円(消費税及び地方消費税を含む。) |

3 参加資格

プロポーザルの参加資格は、参加表明書提出期限(令和7年5月16日)現在において、以下の要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 朝来市の指名停止期間中でないこと。
- (4) 法人税、本店所在地の市町村税、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がない法人等であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団、又はその構成員、もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあり、事実上運営に影響が及んでいないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者であること。
- (8) 業務の実施にあたり、朝来市まちづくり協働部市民協働課との打ち合わせ等に適切に対応できる者であること。

4 参加表明書の提出

- | | |
|----------|--|
| (1) 提出期限 | <u>令和7年6月16日(月)午後3時まで</u> |
| (2) 提出書類 | プロポーザル参加表明書(別紙2) |
| (3) 提出方法 | 持参又は郵送(期限当日までに必着)による。 |
| (4) 提出先 | 朝来市まちづくり協働部市民協働課
〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 |

5 質問受付及び回答

本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は質問書（別紙4）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年6月16日（月）午後3時まで
- (2) 提出方法 質問書を電子メール又はファクシミリにより提出すること。
- (3) 回答方法 原則として、回答時点で質問書の提出又は参加申込のあったすべての事業者に対し、電子メールで令和7年6月20日（金）までに回答する。
- (4) 提出先 朝来市まちづくり協働部市民協働課
E-mail:kyodo@city.asago.lg.jp FAX:(079)672-4041

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年6月26日（木）午後3時まで
- (2) 提出書類 企画提案書等提出書類一覧（別紙3）のとおり
- (3) 提出部数 各3部及びPDFデータ
- (4) 提出方法 持参又は郵送（期限当日までに必着）による。
PDFデータについては持参または電子メールによる。
- (5) 提出先 朝来市まちづくり協働部市民協働課
〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1

* 提出書類における留意事項

- ・企画提案書は仕様書（別紙1）を踏まえた提案とすること。

7 辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届（別紙5）を担当課まで持参又は郵送必着すること。なお、期限までに企画提案書の提出がない場合も、辞退したものとみなす。

8 受託候補者の選定

(1) プレゼンテーション

- ① 実施日・場所 令和7年7月4日（金）午後（予定）朝来市役所本庁舎西館2階201会議室
- ② 実施時間
ア 時間は別途決定し、電子メールで通知する。
イ 1事業者につき30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内とする。）
- ③ その他
ア 下記「11 失格条項等」に該当する事業者は失格とし、プレゼンテーション審査を実施しない。
イ プレゼンテーションに出席することができる者は3名以内とし、配置予定の担当者は必ず出席すること。
ウ プレゼンテーションは、非公開とする。
エ プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。
オ プレゼンテーションは、プロジェクター等の使用は可能とする。プロジェクター、スクリーン、パソコンは朝来市が準備する。ただし、持ち込みは可とする。

(2) 選定方法等

- ① 受託候補者の選定は、朝来市プロポーザル審査委員会条例（令和3年朝来市条例第18号）に基づき設置された審査委員会が受託候補者を選定する。
- ② 審査委員会は、企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、評価点が最高点の者を受託候補者として選定する。ただし、最高得点の者が複数ある場合は、別紙6「令和7年度朝来市地域支援体制スーパーバイズ業務プロポーザル評価基準」にある「企画提案」及び「総合評価」の合計得点が高い提案者を上位とする。
- ③ 参加事業者が1社のみの場合においても、提出書類及びプレゼンテーションによる審査のうち、妥当であると判断された場合は受託候補者として決定する。
- ④ 得点が7割に満たない場合は失格とする。

(3) 審査基準及び配点

本プロポーザルの審査は、提出された企画提案書及び見積書、企画提案に係るプレゼンテーションを「令和7年度朝来市地域支援体制スーパーバイズ業務プロポーザル評価基準」（別紙6）に基づき審査する。

9 契約の締結

- (1) 上記8(2)により本委託業務の候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。また、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は朝来市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。
- (2) 受託者は契約締結と同時に履行保証に係る手続きを行うこと。

10 募集から契約交渉事業者決定までのスケジュール



11 失格条項等

次の各号の一つに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、朝来市情報公開条例（平成17年朝来市条例第9号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。

13 提出及び問い合わせ先

〒669-5292

兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1

朝来市まちづくり協働部市民協働課 担当：坂本・山木

電話番号：(079)672-1492 FAX：(079)672-4041

E-mail:kyodo@city.asago.lg.jp